

# 産業廃棄物事業場外保管届出の手引き

令和 4 年 4 月

甲府市環境部ごみ収集課

## 1 はじめに

排出事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その産業廃棄物が生じた事業場以外の場所（以下「事業場外」という。）において保管しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に届け出が必要となります。

## 2 届出の対象

次の①から③までの全ての要件を満たす保管を行おうとする場合は、届け出の対象となります。

- ① 産業廃棄物を排出する事業場の外において、自ら産業廃棄物を保管する場合
- ② 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合  
建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）のことをいいます。
- ③ 保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上の場合

ただし、次に掲げる保管を行う場合は、届出の対象外です。

- ・ 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・ 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ・ 二以上の事業者（親子会社）による産業廃棄物の処理に係る認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合
- ・ PCB 特措法第8条第1項の規定による届出に係る PCB 廃棄物の保管

## 3 届出の時期

実際に保管行為を始める一週間前を目安に届け出てください。

保管場所として使用する期間を問わず届け出てください。

## 4 届出に必要な書類

- ① 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の4）又は特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の10）
- ② 保管場所の土地の登記簿謄本
  - ・ 届出日より3か月以内に発行されたもの
- ③ 保管場所の土地の賃貸借契約書その他の使用権原を証する書類の写し
  - ・ 保管場所が届出者の所有する土地でない場合に必要です。
- ④ 保管場所の位置図
  - ・ 1,500分の1～3,000分の1程度の住宅地図等で、保管場所の位置が分かるようにしてください。
- ⑤ 保管場所の平面図

なお、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

## 5 提出方法

提出部数は、1部です。(控えが必要な場合は、2部)

## 6 事前の届出を要しない場合

非常災害(地震や水害等)のために必要な応急措置として産業廃棄物等の保管をした場合については、事前の届出は不要ですが、保管をした日から14日以内に、「産業廃棄物事業場外保管届出書」(様式第2号の4)又は「特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書」(様式第2号の10)により、届け出てください。

## 7 変更届

保管場所の面積が増加する場合や、保管する産業廃棄物の種類が増える場合など、届け出に係る事項を変更しようとするときは、変更しようとする一週間前を目安に、「産業廃棄物事業場外保管変更届出書」(様式第2号の5)又は「特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書」(様式第2号の11)により、届け出てください。

## 8 廃止届

届け出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から30日以内に、「産業廃棄物事業場外保管廃止届出書」(様式第2号の6)又は「特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書」(様式第2号の12)により、届け出てください。

## 9 注意事項

自社産業廃棄物は、法施行令第6条により、積替えを行う場合を除き、運搬途中で保管することが認められていません。積替えを行うため保管する場合は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていることや、搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないことなど、法で定める保管基準を遵守することが義務付けられております。

また、保管場所の土地利用については、関係法令(農地法、都市計画法ほか)に適合している必要があります。届出により、法の基準の遵守や、関係法令の規制が免除されるものではありません。

## ○ 産業廃棄物の処理基準

- (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を積替えるために保管する場合は、次に掲げる基準に従わなければなりません（廃棄物処理法第12条第1項、同法第12条の2第1項）。

- ① 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準※に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

※ 環境省令で定める基準とは、次に掲げる基準です。

- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものではないこと。
- 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- ② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

- ③ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項※を表示した掲示板（縦及び横が60cm以上）が設けられていること。

※ その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項とは、次に掲げる事項です。

- 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
- 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ（下記④参照）
- 当該保管場所において保管することができる保管上限（下記⑦参照）

産業廃棄物 積替保管施設	
名称、代表者	株式会社○×工業 代表取締役 日本一郎
本社所在地	○区△△町1-2-3
責任者氏名	日本次郎
連絡先電話番号	TEL 03 (123) XXXX
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、※※、※※
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m <sup>3</sup>

図、積替保管施設における掲示板の作成例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

- ④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置※を講ずること。

※ 措置とは、次に掲げる措置のことです。

- 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の

設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

○ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

・ 廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から勾配50%（26.5度）以下の高さ

・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分がある壁）

囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下の高さ

○ その他必要な措置

⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

★特別管理産業廃棄物のみに適用される基準は省略

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生するために保管する場合は、(1)②から⑥の規定の例によるほか、次に掲げる基準に従わなければなりません(廃棄物処理法第12条第1項、同法第12条の2第1項)。

① 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行なつてはならないこと。

② 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

★特別管理産業廃棄物のみに適用される基準は省略

## 11 Q&A

問1 事業場外に複数の保管場所を有する場合、それぞれの保管場所の面積が300㎡以上の場合は、保管場所毎に届け出が必要か。また、それぞれの保管場所が300㎡未満である場合は、合計した面積が300㎡以上であっても届け出は不要か。

答1 県内であれば、保管場所毎の届け出は不要であり、まとめていただいても結構です。なお、個々の保管場所の面積が300㎡未満であれば、届け出は不要ですが、空間的に一体で全体で一つとみなされる場合は、届け出が必要です。

問2 建設工事現場が市外で、保管場所が市内の場合、保管届けの提出先はどこか。

答2 保管届けの提出先は、保管場所を所管する甲府市となります。

問3 保管場所の面積には、積替えに係る部分の面積は含まれるか。

答3 積替えに係る部分のみの面積は、含まれません。

問4 コンテナを用いて保管する場合、保管場所の面積は、当該コンテナの底面積の合算か、それともコンテナが存在する当該保管場所全体の面積か。

答4 保管場所の面積は、当該コンテナの底面積の合算となります。

問5 甲府市内と笛吹市内など県内の複数の地域に保管場所を有している場合、保管届けの提出先は、甲府市及び管轄する林務環境事務所ごとか。

答5 そのとおりです。なお、提出部数は、管轄する林務環境事務所の数となります。  
(例：甲府市内⇒甲府市環境部、韮崎市⇒中北林務、笛吹市内⇒峡東林務)

問6 届出対象となる廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とされているが、建設工事の範囲はどこまで含むのか。工作物の設置・解体・一部改造などの工事は含まれるか。

答6 工作物の設置・解体・一部改造などの工事も含まれます。

問7 排出事業者が自ら行う中間処理後の廃棄物を、事業場外で保管する場合は、届け出の対象となるか。

答7 届け出の対象となります。